

企交第1202号
平成25年1月9日

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

経済産業大臣
茂木 敏充 殿

沖縄県知事
仲井眞 弘多



国際物流拠点産業集積地域の指定について

標記について、沖縄振興特別措置法(平成14年3月31日法律第14号)第42条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定して下さるよう申請します。

記

1 名称

- (1) 国際物流拠点産業集積地域那覇空港地区
- (2) 国際物流拠点産業集積地域那覇港地区

2 位置

- (1) 沖縄県那覇市字鏡水400番
- (2) 沖縄県那覇市港町一丁目206番および208番

3 区域

別添のとおり

4 面積

- (1) 20,284.89㎡
- (2) 85,677.83㎡

以上

(1) 国際物流拠点産業集積地域那覇空港地区

区域

沖縄県那覇市字鏡原伊保原252番5(空港内)の2級基準点基19から82度4分30.27秒の線上441.797メートルの地点、北緯26度12分56.3365秒、東経127度39分7.0327秒の地点を起点とし、同起点から163度25分45.4秒の線上90.607メートルの地点、同地点から68度1分25.72秒の線上229.070メートルの地点、同地点から337度59分53.2秒の線上90.282メートルの地点及び、同地点から起点とを順次直線で結んだ線により囲まれた土地20,284.89平方メートル

(2) 国際物流拠点産業集積地域那覇港地区

区域

沖縄県那覇市字天久前原1159番地28の3等三角点父(1)天久岳から280度03分09秒の線上1,074.05メートルの地点、北緯26度13分57秒、東経127度40分20秒の地点を起点とし、同起点から0度00分07秒の線上157.90メートルの地点、同地点から270度01分37秒の線上19.04メートルの地点、同地点から0度02分45秒の線上32.53メートルの地点、同地点から0度02分23秒の線上183.70メートルの地点、同地点から357度21分52秒の線上48.27メートルの地点、同地点から359度59分54秒の線上135.69メートルの地点、同地点から270度00分00秒の線上146.67メートルの地点、同地点から180度00分03秒の線上135.82メートルの地点、同地点から179度57分44秒の線上49.94メートルの地点、同地点から179度58分56秒の線上181.89メートルの地点、同地点から179度59分46秒の線上44.89メートルの地点、同地点から179度59分17秒の線上145.52メートルの地点及び、同地点から起点とを順次直線で結んだ線により囲まれた土地85,677.83平方メートル

添付資料

- 1 関係市（那覇市）長の意見書・・・・・・・・・・ P 1
- 2 位置図・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2～4
 - (1) 国際物流拠点産業集積地域那覇空港地区
 - (2) 国際物流拠点産業集積地域那覇港地区
- 3 求積図・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5～6
 - (1) 国際物流拠点産業集積地域那覇空港地区
 - (2) 国際物流拠点産業集積地域那覇港地区
- 4 国際物流拠点産業集積地域実施計画・・・・・・・・ P 7

那 企 企 第 1 2 2 号
平成 2 4 年 1 2 月 1 0 日

沖縄県知事

仲井眞 弘多 様

那覇市長

翁長 雄志

公 印
省 略

国際物流拠点産業集積地域の指定に係る那覇市の意見について（回答）

平成 2 4 年 1 2 月 4 日 付け 企 交 第 1 1 3 3 号 により 照 会 の あ っ た 沖 縄 振 興 特 別 措 置 法 第 4 2 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 国 際 物 流 拠 点 産 業 集 積 地 域 の 指 定 に つ い て は 、 異 存 あ り ま せ ぬ 。

位置圖

緯度 26° 12' 56".3365
經度 127° 39' 07".0327

緯度 26° 12' 59".0124
經度 127° 39' 14".4018

緯度 26° 12' 53".5134
經度 127° 39' 07".9600

緯度 26° 12' 56".2909
經度 127° 39' 15".6167



位置図



国際物流拠点産業集積地域(予定)
(那覇港新港ふ頭地区)

国際物流拠点産業集積地域予定地

浦添ふ頭

新港ふ頭

泊大橋

なうら橋

小内橋

10号岸壁
9号岸壁
新港ふ頭地区2号岸壁
新港ふ頭地区1号岸壁
7号岸壁

新港ふ頭地区2号岸壁
6号岸壁
5号岸壁
4号岸壁
3号岸壁
2号岸壁
1号岸壁
新港ふ頭地区1号岸壁



求積図

S=1/2500

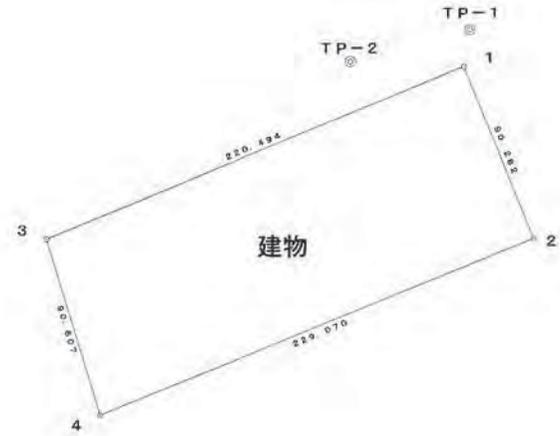


基-19

TP-3
TP-4

TP-5

TP-6



-5-

座標求積表

地番	1			
測点	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1}) Y _n	距離
11:1	23980.771	15388.293		220.494
13:3	23898.186	15183.849		90.607
14:4	23811.341	15209.890		229.070
12:2	23897.064	15422.118		90.262
		面積		
		地積		
		坪数		

小計

20284.89

基-18

求積図

S=1/1000



ロジ全体

3等三角点文(1) 実大田から
280度03分09秒 1.074.05m

測量簿

測線	ロジ全体	角所
測線名	台地敷地内界線	
測線長	表	立
A18-2	157.904	157.904
K0-A13	19.043	19.043
K0-A15	32.533	32.533
B22	183.708	183.708
B15-2	48.278	48.278
K2	135.694	135.694
K3	146.674	146.674
K4	135.822	135.822
K5	49.949	49.949
B18	181.893	181.893
B-19	44.893	44.893
A51	145.529	145.529
a30-2	167.663	167.663
面積	48977.83	㎡
地積		㎡

縮尺	1/1000
測線	85677.83

名称	高取港駅南口地区地積調査測量簿
位置	高取港駅南口
測量年月日	平成24年2月
縮尺	1/1000 図面番号 /

国際物流拠点産業集積地域実施計画

1. 名称、位置および面積

	国際物流拠点産業集積地域	
名称	那覇空港地区	那覇港地区
位置	沖縄県那覇市字鏡水400番	沖縄県那覇市港町一丁目206番 (同上) 208番
面積	20,284.89 m ²	85,677.83 m ²

2. 土地の管理運営

(那覇空港地区) 現状どおり、国が管理し那覇空港貨物ターミナル株式会社が運営する。

(那覇港地区) 那覇港管理組合が管理運営する。

3. 施設の管理運営

(那覇空港地区) 現状どおり、那覇空港貨物ターミナル株式会社が整備した施設を管理運営する。

(那覇港地区) 当該地区に新たに施設を整備する者が管理運営する。

4. 企業立地

上記の施設に、空港及び港湾の物流機能を活用した国際物流拠点産業（高付加価値型ものづくり産業、電気・電子機器等の加工・組立・修理業及び医薬品など高付加価値商品の保管・流通業等）の集積を図る。

5. 土地の分譲または賃貸開始年次

(那覇空港地区) 既に開始済み

(那覇港地区) 平成25年度予定

国際物流拠点産業集積地域那覇空港地区の概要

地域の指定要件に関する事項

<p>(1) 関税法第2条第1項第11号に規定する開港又は同項第12号に規定する税関空港であって、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接する地域</p>	<p>1. 那覇空港は、関税法施行令別表第2に税関空港として掲げられている。</p> <p>2. 平成22年度の那覇空港の貨物取扱量(速報値)</p> <p>(国内線)223,374トン</p> <p>(国際線)154,431トン</p> <p>合計 377,805トン</p> <p>【参考】</p> <p>国内・国際線の貨物取扱量はともに全国第3位。</p>
<p>(2) 国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域</p>	<p>1. 那覇空港地区は那覇空港貨物ターミナル B 棟の一部をなし、面積は20,000m² 余りである。</p> <p>2. 那覇空港地区は那覇空港貨物地区に位置しており、国際物流拠点産業の集積に適した立地にある。</p> <p>3. 那覇空港貨物ターミナル内にあり、駐機場場に隣接しており、貨物を飛行機に積みこむまでの時間が最小限に抑えられるため、外国貨物の蔵置のほか、貨物の一時加工等が可能である。</p>
<p>(3) 国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域</p>	<p>1. 那覇空港貨物ターミナル内にあり、駐機場場に隣接しており、貨物を飛行機に積みこむまでの時間が最小限に抑えられることから、販売した商品の迅速な修理・返送サービスの拠点としての活用が期待される。</p> <p>2. 航空貨物の中継・保管等のための一般的な設備(搬送装置、ラックなど)の他、商品の迅速・確実な修理のための設備(修理管理システム機器など)への投資や雇用の創出が期待される。</p>
<p>参考</p>	<p>産業高度化・事業革新促進地域</p> <p>情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区</p>

国際物流拠点産業集積地域那覇港地区の概要

地域の指定要件に関する事項

<p>(1) 関税法第2条第1項第11号に規定する開港であって、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接する地域</p>	<p>1. 那覇港は、関税法施行令別表第1に開港として掲げられている。</p> <p>2. 平成23年の那覇港の貨物取扱量(那覇港統計資料)</p> <p>(外貨貨物)1,200千トン</p> <p>(内貨貨物)8,842千トン</p> <p>合計 10,042千トン</p> <p>【参考】</p> <p>国内港のうち外貨コンテナ取扱量は全国第14位。</p>
<p>(2) 国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域</p>	<p>1. 那覇港地区是那覇管理組合が所有・管理する地域であり、面積は85,000㎡余りである。</p> <p>2. 国際コンテナターミナルの直背後地に位置しており、国際物流拠点産業の集積に適した立地にある。</p> <p>3. 那覇港については、ガントリークレーンの増設等の港湾物流機能の強化が図られる予定となっている。</p>
<p>(3) 国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域</p>	<p>1. 国内外の貨物の中継・保管等の拠点としてだけでなく、例えばeコマース(ネット販売等)の在庫拠点を設置し、那覇空港との近接性を生かして短いリードタイムで顧客に商品を届けるといった高付加価値型のサービスを行う物流企業の集積が期待される。</p> <p>2. 海上貨物の中継・保管等のための一般的な設備(搬送装置、ラックなど)の他、貨物管理のロジスティクス機能を有する設備(ピッキングシステム機器、倉庫管理システム機器など)への投資や雇用の創出が期待される。</p>
<p>参考</p>	<p>産業高度化・事業革新促進地域</p> <p>情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区</p>